

指定介護サービス事業者 各位

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課

## 令和 2 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について

### 1. 令和 2 年度 処遇改善計画書の届出について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算につきましては、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。令和 2 年度に当該加算を算定しようとする事業者は、提出期限までに処遇改善計画書等をご提出いただきますようお願いいたします。

※令和元年度に当該加算を算定していても、令和 2 年度の届出がない場合には、引き続き加算の算定を受けられません。

届出対象事業所	島原地域広域市町村圏組合が指定権者である介護サービス事業所 ●地域密着型サービス事業所 ●介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業）の指定を受けている事業所 ※管外の指定事業所含む。
提出書類  ※本組合ホームページに必要な様式を掲載しております。	<p>1. <u>介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書</u>          ①別紙 ②別紙様式 2-1 ③別紙様式 2-2 ④別紙様式 2-3          ※新たに加算を取得、又は加算区分を変更される場合は、下記の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更届出書</li> <li>・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</li> <li>・ 介護給付費算定に係る体制状況一覧表</li> </ul> <p>2. <u>その他必要書類</u></p> <p>○別紙様式 4（特別な事情に係る届出書）※該当事業所のみ          事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別な事情に係る届出書」の提出が必要です。なお、年度を越えて介護職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の加算を取得するために必要な届出を行う際に、「特別な事情に係る届出書」を再度提出する必要があります。</p> <p>○介護職員処遇改善加算          新たに加算を取得する場合（新規又は加算区分の変更）や、前回提出以降にキャリアパスに関する規定を変更した場合のみ、キャリアパス要件を満たすことを示す書類（就業規則や給与規程、労働保険加入確認書類等）を提出してください。</p>

提出先	〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327 番地 島原市役所有明庁舎 3 階 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 宛 ※郵送または直接持参により介護保険課へご提出ください。 ※郵送の場合は、封筒に「処遇改善加算関係書類 在中」とご記入ください。
提出期限	<b>令和 2 年 4 月 15 日 (水) ※必着</b> ※提出期限に遅れた場合、令和 2 年 4 月からの算定は出来ませんので、ご注意ください。
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度の介護報酬改定により、<u>介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、一定の経過措置期間の後、廃止することが決定されております。</u>期間は未定ですが、現時点で当該加算を算定する予定の事業所はご注意ください。</li> <li>・法人が複数の指定権者の介護サービス事業所等を有する場合で、計画書を一括して作成する場合には、それぞれの指定権者 (長崎県等) にも計画書の提出が必要となります。</li> <li>・新たに加算を取得する場合 (新規又は加算区分の変更) は、利用料金が変わることになるので、必ず利用者等から同意を得てください。</li> </ul>
参考資料	<u>厚生労働省公表資料</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 2 年 3 月 5 日付け老発 0305 第 6 号)</li> </ul>

## 2. 変更届出について

次の内容が年度の途中で変更になった場合は、変更届出の提出が必要です。変更後速やかに提出してください。

- ①会社法による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- ②複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所に増減 (新規指定、廃止等の事由による) があつた場合
- ③就業規則を改正 (介護職員の処遇に関する内容に限る。) した場合
- ④キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があつた場合
- ⑤介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合
- ⑥別紙様式 2-1 の 2 (1) 4. ii)、2 (2) 6. ii)、7. iv) の額に変更がある場合 (上記 1. から 5. までのいずれかに該当する場合及び 7 (2) に該当する場合を除く)

### 3. 実績報告書（令和元年度）の提出について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者は、毎年度ごとに実績報告書の提出が必要となるので、期限（7月末）までに提出してください。介護職員処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、実績の報告が行われない場合は、不正請求として全額返還となる場合がありますのでご注意ください。

①別紙様式 3-1      ②別紙様式 3-2

### 4. 問い合わせ先

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 番地 島原市役所有明庁舎 3 階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

電話：0957 - 61 - 9101

FAX：0957 - 61 - 9104